



2024年11月14日

各位

会社名 株式会社M&A総研ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐上 峻作  
(コード: 9552 東証プライム)  
問合せ先 取締役 C F O 荻野 光  
(TEL. 03-6665-7590)

## 当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、以下のとおり、2024年11月13日付けで訴訟を提起されましたので、お知らせいたします。  
なお、2024年11月14日現在、当社は、本件訴訟に関する訴状は受領していません。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名 称 株式会社イー・ロジット (以下「イー・ロジット」といいます。)  
(2) 所 在 地 東京都千代田区外神田三丁目11番11号  
(3) 代表者の役職・氏名 代表取締役会長兼社長 角井 亮一

#### 2. 判決の内容及び損害賠償金額

##### (1) 訴えの内容

イー・ロジットより2024年11月13日に開示された「訴訟の提起及び当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」によれば、当社がM&A仲介を行った株式会社アビスジャパン (以下「アビスジャパン」といいます。) とイー・ロジットとの取引につき、当社が仲介業者としての注意義務に違反したものであり、当社に対し不法行為責任等を負うとのことですが、訴状を受領していないため詳細な内容は明らかにされておりません。

また、本件は当社とアビスジャパンの代表取締役である笹尾隆氏の両名に対する訴訟であるとのことです。

##### (2) 訴訟の目的の価額

当社と笹尾隆氏の両名に対し317,300,000円

#### 3. 今後の見通し

イー・ロジットは、アビスジャパンの株式を譲り受けるに際して、自らが選定した専門家を起用して財務・税務デューデリジェンスを実施しており、当社においては、上記適時開示にあるような「仲介業者としての注意義務に違反」する事実は断じてなく、イー・ロジットによる当社に対する損害賠償請求等は一切認められず、本件はいわゆるスラップ訴訟であると判断しておりますので、その旨をお知らせいたします。

当社は、上記イー・ロジットの主張を強く否定するとともに、イー・ロジットより提起された訴訟対応、及び弊社への名誉毀損に対する法的措置について、いずれも粛々と対応してまいります。

なお、本件は適示開示基準の軽微基準に該当し、任意で開示するものであります。

本件による今期業績に与える影響は軽微であります。本件に関し、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上